

「ワクチン2回接種済み証明又は検査による陰性証明について」

◇ワクチン2回接種済み証明

・接種済証又は接種記録書

(※2回接種した際のワクチンのシールが貼られた用紙です。無くした方は住民票のある自治体にワクチン接種証明書の発行を申請して下さい)

水戸市の例（水戸市 HP より）、自治体により様式が異なります

● 接種券・接種済証のイメージ図

この部分が接種したことを証明する
予防接種済証です

● 接種記録書のイメージ図

接種したことを証明する接種記録書です

接種済証又は接種記録書の
どちらかで、シールが2箇所以上に貼られているものが証明となります。

新型コロナウイルスの接種を受けた医療従事者等の方へ

- 上記の接種記録書は、2回目の接種でもシールを貼付しますので、2回目の接種にもご持参ください。接種記録書は、接種の記録となりますので、大切に保管してください。
- 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。（発行まで時間を要する場合があります。）
- 後日、市町村から郵送される接種券は、使用しないでください。
- 2回目の接種時に、「接種券付き予防券」と「接種記録書」をご持参ください。

新型コロナウイルスに関する相談先

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
 - ➡ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償（救済）に関する相談
 - ➡ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナウイルスの詳細な情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。

・政府のワクチン証明書アプリ

デジタル庁ホームページ

<https://www.digital.go.jp/policies/posts/vaccinercert>

(※デジタル庁・厚生労働省作成の接種証明書アプリで、マイナンバーカードが必要です)



◇検査による陰性証明

・PCR 検査は3日前までの検査が有効です。

(3/20以降に検査を受けて陰性と証明を受けたもの)

有効期間より前となる3/19以前に受けた検査の証明は無効です。